

<財産形成年金預金> 商品概要説明書

令和2年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	財産形成年金預金 (財形年金預金)
2. 販売対象	・財産形成年金預金取扱契約先の企業へ勤務されておられる勤労者の方で55歳未満の方 (預入は55歳以降も可能です) ・おひとり1契約で、1金融機関に限ります
3. 期 間	・積立期間5年以上 (年1回以上の預入れが必要です) ・年金受取開始日までに、最終預入日から6ヶ月以上5年以内の据置期間が必要です ・積立期間および据置期間内での払戻しはできません
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・給与または賞与からの天引き預入 ・預入毎に定期預金を作成します ・1回あたり1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・支払い開始日以降、5年以上20年以内の期間にわたり3ヶ月ごとにご指定の口座に振込みます
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・預入金額ごとに預入日における財形年金の店頭表示の利率を適用します ・個別の定期預金毎に、満期時に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 預入毎の預金が期日指定定期預金の場合 ……付利単位を1円とした1年を365日とする1年ごとの複利計算 預入毎の預金がスーパー定期の場合 ……付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税 金	・財産形成住宅預金と合算で550万円を限度として非課税とすることができます この非課税限度額を超える場合は、超えた日以後の元本のお利息について20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追徴されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります ・年金以外で払戻しされる場合は、過去5年間にわたる利息および解約利息について課税されます ただし、年金の払戻開始後5年超の場合には解約利息のみに課税されます
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに期日指定定期預金の場合は別紙一覧表3、スーパー定期の場合は別紙一覧表1の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所(北上信用金庫 総務企画部 9時～17時、電話0197-72-7828)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・この預金は「財形年金預金規定」によりお取扱します